

助け合い友の会会則

(名称と目的)

第1条 この会は、助け合い友の会（以下、「会」といいます。）と称し、尾山台団地及び瓦葺地区に居住する高齢者、障害者及び産前産後の家庭で、何らかの生活活動上の支援を必要とする方に、支援サービスを行うことにより、自立を助けると共に、安心して生活できるよう支援することを目的とします。

2. 会の支援サービスは、前項の目的のために行うもので、介護保険法によるサービス及び家政婦的サービスを行うものではありません。

(組織及び事務局)

第2条 会は、NPO 法人ふれあいねっと（以下、「NPO法人」といいます。）が運営し、尾山台団地自治会（以下、「自治会」といいます。）及び上尾市社会福祉協議会尾山台団地支部（以下、「社協支部」といいます。）の全面的協力を得るものとします。

2. 会の事務局を尾山台みんなのひろばに置きます。

(支援活動)

第3条 会は、第1条の目的を達成するために、利用会員の求めに応じて以下の支援活動を行います。

(1) 家事援助

①掃除、②洗濯、③買い物、④食事の準備（下ごしらえ）

(2) 付き添い

①散歩、②通院、③買物

(3) 代行

①役所等への書類提出

(4) 修理

①電球交換、②水道パッキング交換、③家具移動等、前記に準ずる簡単な作業

(5) 子育て支援

①産前、産後のお手伝い

(6) 食事会の開催

(7) 「尾山台商品券」の発行

2. 前項の支援活動は、原則として、利用会員と同一地区の支援会員により行うものとします。

(会 員)

第4条 会の目的に賛同する方は、誰でも会員になれます。

2. 会員の種類は、以下のとおりとします。

- (1) 利用会員 前条のサービスを利用することを希望する方
- (2) 支援会員 前条のサービスを提供する方
- (3) 賛助会員 会の目的に賛同し支援する方

(入 会)

第5条 会に入会しようとする方は、所定の入会申込書に所用事項を記載し、会費を添えて事務局に申し込みます。

(会 費)

第6条 会員は、以下の会費を納入します。

- (1) 利用会員 入会金 1,000円
会 費(年額) 1,000円
- (2) 支援会員 入会金 1,000円
会 費(年額) 1,000円

ただし、NPO法人の正会員は、支援会員の入会金及び会費は不要とします。

- (3) 賛助会員 会 費(年額) 一口3,000円以上

ただし、賛助会員の会費は、NPO法人の賛助会費に充当します。

- 2. 会員の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、更新することができます。
- 3. 支援会員及び賛助会員は、第3条のサービスを受けることができます。
- 4. 納入した会費の返還及び利用券の払い戻しはしません。

(利用方法)

第7条 利用会員が第3条のサービスを受けようとするときは、利用日の前日(その日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始《12月28日～1月7日》に当たるときはその前日)の午前10時から午後2時までの時間内に事務局に申し込みます。

- 2. 事務局は、前項の申込みを受けたときは、速やかにコーディネーターに連絡します。
- 3. コーディネーターは、前項の連絡を受けたときは、速やかに当該利用会員と連絡を図り、利用内容及び利用時間等を調整します。
- 4. 利用時間は原則として、日曜、祝日及び年末年始(12月28日～1月7日)を除く午前10時から午後4時までとし、1日の利用時間は2時間以内とします。ただし、事前にコーディネーターが認めた場合はこの限りではありません。
- 5. 利用は、原則として1週間に3回までとします。ただし、付添い支援自動車及び食事会を除きます。
- 6. 利用会員がサービスを受けたときは、「支援サービス利用確認書」のサービス内容を確認し、確認印を押します。
- 7. 支援会員が支援活動を行うときは、身分証を提示します。

8. 利用会員は、支援サービスについて支援会員を指名することはできません。

(利用料金等)

第8条 利用料金は、次のとおりとします。

- (1) 付添い 1時間当たり500円。ただし、自動車による付添いは、1施設の付添い(往復)を1時間とします。
 - (2) 食事会 1回500円
2. サービスを利用しようとする会員は、あらかじめ会の発行する「利用券」を購入し、利用料金は利用の都度、利用券で支払います。
3. 生活困窮等、利用料金の支払いが困難と認められる方は、本人の申請により入会金、会費及び利用料金を減免することができます。
4. 前項の減免の認定は、民生委員の助言により会長が行います。
5. 買い物、付き添い、代行及び修理等に要する費用(物品代、バス代及び駐車場代等)は、利用会員がその都度実費を負担します。
6. 利用会員が利用予定日当日に利用を取り消した場合は、利用料金を支払うものとします。

(謝 礼)

第9条 支援会員には、謝礼として1時間当たり500円を支払います。謝礼は、「尾山台商品券」(地域通貨)で支払うものとします。

2. コーディネーターの謝礼は、前項に準じます。ただし、事務局長は無償とします。
3. 前2項の謝礼は、毎月1回とりまとめて支払います。
4. 「尾山台商品券」(地域通貨)の詳細については、別に定めます。

(事故等)

第10条 支援サービス活動中に生じた事故等については、利用会員、支援会員及びコーディネーターが誠意を持って話し合い、解決に努めます。

2. 支援サービス活動中の過失による事故については、会が加入する保険の範囲内において対処します。
3. 支援サービス活動に関する苦情等は、幹事会が対処します。

(研 修)

第11条 支援会員及びコーディネーターは、支援活動に関する研修に努めます。

(会員の守る事項)

第12条 会員は、会の活動において知り得た会員のプライバシーに関する事項を第三者に漏らさないこと。

2. 会員は、会員相互の立場を尊重すると共に、言動に注意し、陰口や中傷は一切行わないこと。
3. 会員は、支援サービスに関して、事務局を介さずに個人的に交渉やサービス活動を

行わないこと。

4. 会員は、会則及び契約書の約束事項を守り、誠意を持って実行に努めること。

5. 会員は、会の活動に関し、物品の販売、宗教的・政治的勧誘及び宣伝等は、一切行わないこと。

(役員)

第13条 会に次の役員を置きます。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 会計幹事 1名

(5) 幹事 若干名

(6) 監事 2名

2. 役員の任務等は、次のとおりとします。

(1) 会長は、会を代表し会務を総理します。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長に代わって会務を総理します。

(3) 事務局長は、会の事務を掌理します。事務局長には、社協支部活動コーディネーターが当たります。

(4) 幹事は、幹事会を構成し、会の運営を行います。

(5) 会計幹事は、会の会計を処理します。

(6) 監事は、会の会計を監査します。

3. 役員の任期は2年とし、再任を妨げません。

4. 役員は、会のすべての会議に参加することができます。

(事務局及びコーディネーター)

第14条 会の事務局に、コーディネーター及び事務局員若干名を置きます。

2. コーディネーターは、利用会員の求めるサービスの内容について調整を行い、会の活動の円滑な運用を図ります。

3. 事務局員は、事務局長を補佐し、会の事務を処理します。

4. 事務局に会員登録簿及び活動記録簿を置きます。

5. 会員登録簿には、会員の氏名、住所、電話番号、会員の種類、会費の納入状況、その他必要な事項を記載します。

6. 活動記録簿には、利用会員からの利用申し込みの都度、利用会員の氏名、住所、電話番号、利用希望内容、コーディネーターとの調整内容、派遣支援会員の氏名、支援サービスの記録、その他必要な事項を記載します。

(会議等)

第15条 会に、全体会及び幹事会を置きます。

(全体会)

第16条 全体会は、全会員で構成し、次のことを審議します。

- (1) 活動報告、決算及び監査報告の承認
- (2) 活動計画及び予算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) その他、会の運営に関する重要な事項

2. 全体会は、会長が召集し、議事は出席者の過半数の賛成で議決します。
3. 全体会は、会員の5分の1以上から請求があったときは、会長は速やかにこれを召集することとします。
4. 全体会は少なくとも年1回以上開催し、議長は会長がこれに当たります。

(幹事会)

第17条 幹事会は、役員、コーディネーター及び事務局員で構成し、次のことを審議します。

- (1) 会の日常活動の運営に関すること。
- (2) 全体会に付議すること。
- (3) その他、会の運営に関すること。

2. 幹事会は、会長が召集し、議事は出席者の過半数の賛成で議決します。
3. 幹事会は、会員の5分の1以上から請求があったときは、会長は速やかにこれを召集することとします。
4. 幹事会は、少なくとも年2回以上開催し、議長は会長がこれに当たります。

(支援会員会議)

第18条 支援会員会議は、支援会員、事務局長、コーディネーター及び事務局員で構成し、支援サービスの問題点及びあり方等について審議します。

2. 支援会員会議は、少なくとも年1回以上開催し、議長は事務局長がこれに当たります。
3. 支援会員会議は、事務局長が召集します。

(事務局会議)

第19条 事務局会議は、事務局長、コーディネーター及び事務局員で構成し、会の日常活動について審議します。

2. 事務局会議は、必要に応じて事務局長が随時召集します。

(会計)

第20条 会の経費は、会費、利用料金及びその他の収入をもってあてます。

2. 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。

(その他)

第21条 この会則は、次のいずれかで改正することができます。

- ①全体会で出席者の3分の2以上の賛成があり、NPO 法人の理事会で承認されたとき。
 - ②NPO 法人の理事会で2分の1以上の賛成があったとき。
2. この会則に定めのない事項については、幹事会で定めます。

【附 則】

1. この会則は、2012年4月1日から施行します。

【沿革】

1. 2006年1月22日、自治会及び社協支部の共同事業として施行。
2. 2007年7月 7日改正、同年7月1日施行
3. 2009年3月14日改正、同年4月1日施行
4. 2009年9月18日改正（拡大代表委員会）、同年10月1日施行
5. 2010年4月25日改正（第44回自治会総会）、同年4月1日適用
6. 2012年4月22日廃止（第46回自治会総会）、同年4月1日適用